

平成30年度 教育利用ガイド

【幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)利用案内】

教育利用の手続きについて

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」といいます)がスタートしました。このガイドでは、新制度に移行した幼稚園又は認定こども園(以下、「教育施設」といいます)の教育利用のための手続き及び利用開始後に関する重要な事項を記載しています(※)。利用申込されるときには必ずお読みいただくとともに、平成30年度中は保管しておいてください。

※ このガイドでは、特に明示していない限り、「新制度に移行した」=「支給認定が必要な」教育施設について説明しています。支給認定が必要でない教育施設の利用を希望される場合は、教育施設に直接お問い合わせください。

このガイドに関するお問い合わせ先

〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)
岡山市岡山っ子育て成局 就園管理課
TEL 086-803-1432

岡山市ホームページ
<http://www.city.okayama.jp/>



「子ども・子育て支援新制度シンボルマーク」



1 支給認定申請について

新制度に移行した幼稚園及び認定こども園を教育利用するためには、それぞれの教育施設への入園手続きとは別に、教育施設を通じて岡山市に対して支給認定申請が必要です。

支給認定申請後、審査・認定を経て、支給認定事項通知が交付されます。1号の支給認定事項通知は、小学校就学前まで有効ですので、大切に保管してください。

参考

★支給認定とは

新制度に移行した幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するために必要な、子どものための教育・保育給付についての認定を「支給認定」といいます。支給認定は、保護者及び子どもの状況から、3つの区分に応じてお住まいの市町村が行います。

私立幼稚園のうち新制度に移行していない施設について支給認定は必要ありません。

新制度に移行した私立幼稚園と岡山市立幼稚園を利用するには、支給認定が必要です。

★3つの支給認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育利用を希望される場合
利用可能施設・・・幼稚園、認定こども園

2号認定 保育認定・満3歳以上

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の事由」(※)に該当し、保育利用を希望される場合

※ 「保育の必要性の事由」とは、父母が就労などで日中保育を必要とする状況をいいます。

利用可能施設・・・保育所、認定こども園

3号認定 保育認定・満3歳未満

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育利用を希望される場合

利用可能施設・・・保育所、認定こども園、地域型保育事業



施設区分	新制度に移行した幼稚園	認定こども園		新制度に移行していない幼稚園
	教育利用	保育利用		
支給認定	1号認定	2・3号認定		不要
授業料等	保護者の市町村民税の額に応じて市が決定 (教育施設によっては入園料などの料金が別途必要な場合があります)			各教育施設が定める

注意事項

- 1 保育利用については、保育利用ガイドをご覧ください。
- 2 岡山市内では、新たに平成30年4月から、南方保育園・岡山中央幼稚園・弘西保育園、吉備保育園、第二吉備保育園、ふたば保育園、こじか保育園、富山保育園、江西幼稚園・かたせ桜保育園、万富保育園・千種幼稚園、興除保育園、錦保育園、甲浦保育園・甲浦幼稚園が(幼保連携型)認定こども園に移行する予定です。
- 3 授業料、利用料、利用者負担額を「授業料等」といいます(以下同じ)。

2 申込から利用までの流れ

入園手続の詳細については、各教育施設にお問い合わせください。
支給認定を申請する際には、適正な支給認定や授業料等の決定のため、岡山市による世帯や市町村民税の課税状況等を照会・調査することへの同意が必要です。

○ 市立幼稚園

STEP1
希望施設へ入園願
と支給認定申請書
を提出します。

STEP2
入園願提出後、
面接と用品注文を
します。

STEP3
入園に関する説明
会で、教育施設か
ら入園決定が通知
されます。

STEP4
4月入園

受付期間
広報紙「市民のひろば おかやま」の平成29年12月号にてお知らせします。

○ 市立認定こども園

STEP1
希望施設へ入園願
と支給認定申請書
を提出します。

STEP2
入園願提出後、
面接・健康診断と
用品注文をします。

STEP3
入園に関する説明
会で、教育施設か
ら入園決定が通知
されます。

STEP4
4月入園

受付期間
平成29年11月1日(水)～11月21日(火)

○ 私立幼稚園・私立認定こども園

STEP1
希望施設の指示に
従って手続きを行
います。

STEP2
入園内定を受け、
教育施設を通じて
支給認定申請書を
提出します。

STEP3
教育施設から入園
決定が通知されま
す。

STEP4
4月入園

受付期間
詳細は希望施設に直接お問い合わせください。

○ 共通事項

- ・ 定員を超えた場合は、教育施設で選考(※)を行う場合があります。
 - ※ 選考方法は、市立の教育施設では抽選となります。
 - ※ 私立の教育施設については、直接、希望施設へお問い合わせください。
- ・ 入園が決まった方には、3月中旬頃、支給認定事項通知及び利用者負担額通知を発送する予定です。

○ 注意事項

- ・ 市立幼稚園と市立認定こども園(教育利用)は申込受付期間が異なります。
- ・ **市立の教育施設同士の併願はできません。**
- ・ 私立の教育施設の受付期間や募集内容については、直接、希望施設へお問い合わせください。

市立の教育施設同士での併願申込はできません。

3 提出書類について

入園願や支給認定申請書などの(1)教育施設に提出する書類と、(2)就園管理課に提出する書類(マイナンバー関係書類)があります。特に、マイナンバー関係書類は教育施設では受け取ることができませんので、提出先が2箇所になります。

(1) 教育施設に提出する書類

- ① 入園申込に関する書類(入園願等)・・・各園にお問い合わせください。
- ② 支給認定申請書(1号認定用)
- ③ その他の添付資料・・・市町村民税課税証明書や身体障害者手帳(写し)など※
※ 次ページのマイナンバー関係書類を提出することで、以下の書類の提出を省くことができます場合があります。

- 平成29年1月2日以降に岡山市へ転入される(された)場合
平成29年1月1日時点又は平成30年1月1日時点で岡山市以外に住所(住民票)があり、岡山市にて市民税が課税されていない場合は、各時点での住所地から課税証明書をお取り寄せいただき、支給認定申請書と併せてご提出ください(下表参照)。

必要な市町村民税課税証明書(年度表記)		転入時期	
		平成29年1月2日以降	平成30年1月2日以降
入園時期	4～8月	平成29年度	平成30年度
	9月以降	不要	

注意事項

- 1 保護者それぞれの課税証明書が必要です(税法上の扶養に入っている場合や非課税の場合も必要です)。
 - 2 単身赴任などで一方の保護者の住所が市外にある場合は、その方の課税証明書が必要です。
 - 3 平成30年度の課税証明書は平成30年6月頃から、各市町村にてお取り寄せいただけます。
 - 4 平成29年1月1日時点又は平成30年1月1日時点で日本国外に居住している(していた)方については、所得に関する資料(外国居住期間収入状況申告書等)の提出が必要です。詳しくは、就園管理課にお問い合わせください。
- 同一生計の別世帯員がいる場合(支給認定申請書裏面⑥に☑)
就学や療育等の理由により市外に住所がある子どもで、世帯は別だが同一生計の方がいる場合は、その子どもの健康保険証の写し又は住民票の写し(戸籍筆頭者の記載があるもの)と仕送りの実態が分かるもの(通帳の写し等)をご提出ください。
 - ひとり親世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯(支給認定申請書裏面⑦に☑)
 - ・ **ひとり親世帯**
児童扶養手当証書(写し)、ひとり親医療受給者証(写し)など、ひとり親(事実婚は除きます)であることがわかる書類をご提出ください。なお、必要に応じて家庭の状況を確認させていただくことがありますので、ご承知おきください。
 - ・ **在宅障害児(者)のいる世帯**
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当及び障害基礎年金を受給されている方と同居している場合が対象です。これらの手帳や受給者証等の写しをご提出ください。

(2) 岡山市就園管理課に直接提出(郵送又は持参)する書類

平成29年1月より、支給認定申請に際して世帯員全員のマイナンバーの届出が必要になりました。マイナンバーの届出に際して、必要となる書類や届出方法等は以下のとおりです。なお、保育利用申込に際して既に提出されている場合は不要です。

① 必要となる書類

- 岡山市支給認定申請に係るマイナンバー届出用紙
教育施設ではマイナンバーの届出を受け付けることができませんので、教育施設への支給認定申請書の提出と同時に、**就園管理課にご提出ください。**
- 確認資料
申請者(保護者)の「番号確認」のための資料と「身元確認」のための資料が必要です。下表の確認資料A又はBをご提出ください。

確認資料	番号確認	身元確認
A	マイナンバーカード(顔写真付き) ※1枚で番号確認も身元確認もできます	
B	マイナンバー通知カード 又は マイナンバーが記載された ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書	顔写真付きの公的な身分証明書 (住基カード、運転免許証など)

② 届出方法等

マイナンバーの届出に際しては、**支給認定申請の申請者(保護者)が行ってください。**
それ以外の方(代理人)が届け出る場合は**委任状及び代理人の身元確認書類が必要**になります。

届出方法	確認方法	備考
郵送	確認資料A又はBの写しの提出	専用封筒にマイナンバー届出用紙と確認資料のみを封入してください。
申請者が持参	確認資料A又はBの 原本の提示(写しの提出)	就園管理課に直接持参してください。
申請者以外が持参		申請者以外の方が持参される場合、委任状がないとたとえ配偶者であっても記載内容を修正できません。

注意事項

委任状のない人が持参された場合、マイナンバーに関する書類の修正は一切認められません。修正が必要な場合は持ち帰っていただき、改めて就園管理課にご提出ください。

マイナンバーの取扱いを厳重に行うため、ご理解とご協力をお願いします。

なお、マイナンバー届出用紙の裏面に**委任状欄**がありますのでご利用ください。

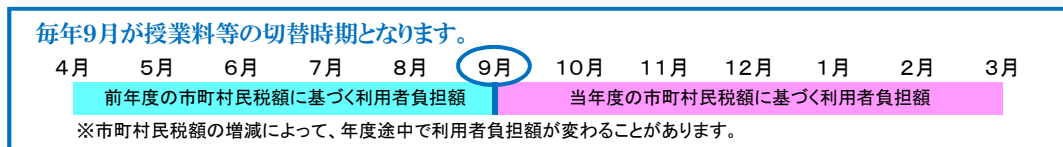
マイナンバーの届出がない場合も支給認定申請は受け付けますが、以下の書類が必要になる場合があります。(P.4 (1) ③参照)

- ・市町村民税課税証明書(日本国外に居住していた(している)方を除く)
- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(各写し)
- ・障害基礎年金受給者証(写し)
- ・児童扶養手当証書(写し)
- ・ひとり親医療受給者証(写し)

4 授業料等の利用者負担について

(1) 授業料等の算定方法

授業料等は、保護者の市町村民税額(世帯状況によっては祖父母も含みます)によって決定します。平成30年4月分から8月分までは平成29年度の市町村民税額を、平成30年9月分から平成31年3月分までは平成30年度の市町村民税額を基準とします。ただし、決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の金額となります。



(2) 授業料等の額

授業料等の額は次の表のとおりです。

階層区分	世帯の状況	授業料等
A	生活保護受給世帯等	0円
B	市町村民税非課税・市町村民税所得割非課税	3,000円(0円)
C1	市町村民税所得割の額 0～77,100円	6,300円(3,150円)
C2	市町村民税所得割の額 77,101～211,200円	7,300円(3,650円)
C3	市町村民税所得割の額 211,201円以上	8,300円(4,150円)

注意事項【教育利用における実費徴収について】

上記金額の他に、教材費や入園料などを徴収する場合がありますので、あらかじめ各教育施設にご確認ください。

(3) 授業料等の軽減制度

- ① 同一生計の子どもが2人以上いる世帯で、小学校3年生以下の兄・姉のいる子どもが、幼稚園又は認定こども園を利用(教育利用)する場合
 小学校3年生以下の子どもで年齢の高い順から数えて第2子は()内の金額、第3子以降は無料となります。ただし、兄・姉が未就学児童の場合は、特定小学校就学前子ども(※)に該当する必要があります。
 ※ 特定小学校就学前子どもとは、以下に該当する小学校入学前の子どもをいいます。
 - ・ 保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園、家庭的保育事業等、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援施設を利用
 - ・ 情緒障害児短期治療施設の通所部に入所
- ② 世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満の場合(B、C1階層)
 子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、教育利用している子どもが世帯の中で第2子のときは()内の金額、第3子以降は無料となります(同一生計だが別世帯の子どもがいる場合はお申し出ください)。
- ③ B階層又はC1階層と決定された世帯のうち、ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯等と認められた場合
 届出により授業料等が免除又は軽減される場合があります。この制度の適用を受けるためには、**毎年度手続きが必要**となります(年度をさかのぼっての適用はできません)。
- ④ その他、岡山市が実施している減免制度
 以下の事由に該当する場合は、申請により授業料等が減免される場合があります。申請方法など、詳しくは就園管理課にお問い合わせください。
 - 非自発的な失業、休業又は離職(自己都合による退職、転職などは除く)により、世帯の収入が著しく減少した場合
 - 疾病者のいる世帯で、世帯収入に対する医療費等の過大な支出があった場合
 - 火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合
 - 税法上の寡婦(夫)控除が適用されないひとり親世帯の場合
 - 児童が伝染病(風しん、水痘、結核など)により出席停止の指示を受け、月の初日から末日まで登園することができなかった場合

5 授業料等の納付について

(1) 岡山市立幼稚園・認定こども園の場合

授業料等の納付期限は毎月末日(ただし、12月は25日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)、納付方法は原則として口座振替(※)です。口座振替の手続きは、以下のとおりです。

- ① 入園月の中旬頃に、納付書と口座振替納付依頼書を、教育施設を通じてお渡します。口座振替納付依頼書に必要事項を記入して、口座のある金融機関にご提出ください。
- ② 口座の登録が完了したら、口座振替開始通知書にて口座振替の開始月を別途お知らせしますので、ご確認ください。

なお、納付期限を過ぎても納付が確認できない場合、督促状を発送することがあります。

※ 4月入園の方へは、口座振替納付依頼書を入園説明会でも配布する予定です。口座登録が完了するにはある程度、時間がかかりますので、なるべく早めに金融機関でお手続きください。提出された時期などによっては4月分の引落しに間に合わない場合があります。この場合、上記①の納付書でお支払いいただくことをご承知ください。

また、授業料等は月額で定めています。入園・退園が月の途中であっても日割計算はしません。入園後は、登園の有無にかかわらず1か月分の授業料等を全額納付していただきます。

(2) 私立幼稚園・認定こども園の場合

教育施設によって取り扱いが異なりますので、詳細は各教育施設にご確認ください。

6 支給認定事項に変更が生じた場合

教育施設の利用開始後に、転居や世帯状況など支給認定事項に変更が生じた場合は、「支給認定申請・利用申込事項変更届」(以下、「変更届」といいます)の該当箇所にご記入のうえ、速やかにご提出ください。

- ① 転居した場合
変更届の「住所」欄に☑し、変更後の住所をご記入ください。
- ② 結婚・離婚した場合
変更届の「世帯構成」、「納付義務者」等変更箇所に☑し、変更後の内容をご記入ください。
なお、納付義務者が変更になった場合は、新たに口座振替の手続きも必要です。
- ③ その他
出産で家族が増えた場合や電話番号が変わった場合も該当箇所に☑し届け出てください。

7 障害のある子どもの教育利用について

幼稚園、認定こども園とも、ご希望の教育施設にご相談ください。

8 広域利用について

(1) 岡山市民の方が他市区町村の教育施設を利用したい場合

岡山市に住民登録をしながら、他の市区町村の教育施設の利用(広域利用)が可能な場合があります。ただし、広域利用を実施していない教育施設もありますので、あらかじめご希望の教育施設(公立施設の場合は各市区町村)へご確認ください。

広域利用の対応が可能な場合は、ご希望の教育施設を通じて、岡山市に支給認定申請の手続きを行ってください。

(2) 他市区町村民の方が岡山市内の教育施設を利用したい場合

ご希望の教育施設が市立の場合は就園管理課に、私立の場合は各教育施設にお問い合わせください。

(2) マイナンバー届出書

〔 おもて面 〕

岡山市支給認定申請に係るマイナンバー届出用紙

マイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号といふ以下同じ）をご記入いただくにあたっては、マイナンバー法（マイナンバーに関する法律）に規定する個人番号をいふことと同意をいただいたうえ、書き誤りのないことをご留意ください。

また、届け出ていただいた際には利用目的に同意していただいたものとみなします。

教育施設・保育施設ではマイナンバーに関する書類を提出することができません。
 入園事務窓口へお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

1 支給認定申請に係る保護者について、ご記入ください（申請者は続柄を○で囲んでください）。

保護者	父	母
フリガナ	オカヤマ キクスケ	オカヤマ モモコ
氏名	岡山 菊介	岡山 百子
住所	岡山市北区大供1-1-1	同左
生年月日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日
マイナンバー	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

※祖父母等が父母の代わりに保護者となる場合も、こちらにご記入ください。

別世帯でも同一生計であればご記入ください。

2 支給認定保護者と同一生計の世帯員について、年齢の高い順にご記入ください。

世帯員	続柄 (子)	続柄 (子)
フリガナ	オカヤマ ジョウ	オカヤマ ベニノ
氏名	岡山 丈	岡山 紅乃
生年月日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日
マイナンバー	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 9 8
世帯員	続柄 (子)	続柄 (子)
フリガナ	オカヤマ モモタロウ	オカヤマ テツヤ
氏名	岡山 桃太郎	岡山 鉄矢
生年月日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日
マイナンバー	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 6 8
世帯員	続柄 ()	続柄 ()
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
マイナンバー		

3 税や健康保険で保護者や子どもを扶養にとっている祖父母等（1、2で記入した方を除く）がいる場合は、こちらにご記入ください。


その他	続柄 ()	続柄 ()
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
マイナンバー		

〔 うら面 (下部) 〕






申請者以外の方が提出する場合は、委任状欄にもご記入ください。

委 任 状

私は、支給認定申請に係るマイナンバー届出用紙等の提出に関する権限を、以下の者に委任します。

代理人 (提出者)	氏名	岡山 百子
	住所	岡山市北区大供1-1-1
	生年月日	昭和 平成 ** 年 ** 月 ** 日
本人 (申請者)	氏名	岡山 菊介 
	作成年月日	平成 29 年 11 月 15 日

1号認定子どもの1日の流れ(岡山市立園の場合)

8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
【登園・検診】 ・朝のあいさつ ・持ち物の始末 ・好きな遊びをする 				【昼食】 ・準備や片付けをする ・正しいマナーで食べる 		【降園】 			
【遊び】 ・みんなで遊ぶ ・クラス活動をする ・発達段階にあった活動をする 				【クラスで遊ぶ】 		【預かり保育】 (実施施設のみ)			
<ul style="list-style-type: none"> ・上記はおおよその流れを示したものです。園の状況や年齢・時期などにより異なる場合があります。 ・市立幼稚園は、基本的に水曜日は11時30分に降園します。 ・昼食は、市立幼稚園は弁当(月、火、木、金曜日)、市立認定こども園は給食です。 ・認定こども園の預かり保育の詳細は、各園にご確認ください。 ・市立幼稚園・認定こども園は、夏休み・冬休み等長期休業日があり、毎週土曜日もお休みです。 									
※私立幼稚園・認定こども園及び市外の園の生活等については、各園にご確認ください。									



岡山市内の幼稚園・認定こども園一覧

市立幼稚園(支給認定申請が必要です)

★…3年保育実施園 市外局番086

区	園名	3年保育	所在地	電話番号	区	園名	3年保育	所在地	電話番号
北 区	足守幼稚園		足守1588-1	295-1660	中 区	財田幼稚園		長岡138-2	279-0274
	伊島幼稚園		いずみ町9-18	252-3682		宇野幼稚園		原尾島1-7-11	272-1722
	今幼稚園		今7-16-43	241-6819		平井幼稚園	★	平井3-927-1	277-2124
	馬屋下幼稚園		大窪50-1	284-0409		富山幼稚園		福泊233	277-7709
	大元幼稚園		大元上町9-18	243-5070		操南幼稚園	★	藤崎65-5	277-7434
	野谷幼稚園		柏谷1722	294-3230		操明幼稚園		藤崎721-3	276-1682
	加茂幼稚園		加茂1104-1	287-5313		可知幼稚園	★	可知1-390	943-3542
	御野幼稚園	★	北方4-1-1	222-0075		西大寺南幼稚園		金岡西町435-1	942-3231
	鯉山幼稚園	★	吉備津1736-5	287-5820		開成幼稚園		金田1521-1	948-2008
	三門幼稚園	★	下伊福西町1-30	253-3770		古都幼稚園	★	古都宿453-1	279-1405
	牧石幼稚園		玉柏2094-2	228-2499		角山幼稚園		才崎360-1	297-4344
	大野幼稚園		大安寺南町2-8-23	252-1770		西大寺幼稚園	★	西大寺上1-19-23	942-4376
	鹿田幼稚園	★	大供表町16-10	223-4943		豊幼稚園		西大寺川口279	942-3262
	石井幼稚園		富町2-9-30	252-4051		芥子山幼稚園		西大寺松崎144-1	943-7480
	吉備西幼稚園	★	撫川1243-2	293-0148		幸島幼稚園		水門町558-1	946-8629
	平津幼稚園		檜津2232-2	284-0410		御休幼稚園		西祖187-1	297-4329
	吉備東幼稚園	★	庭瀬210-2	293-1094		雄神幼稚園		富崎671	942-2779
	桃丘幼稚園	★	芳賀5112-2	284-7374		浮田幼稚園		沼1189-2	297-2071
陵南幼稚園		東花尻266-1	293-4455	平島幼稚園	★	東平島1269-3	297-4314		
庄内幼稚園		三手15-1	287-5305	政田幼稚園		政津961-19	948-2049		
横井幼稚園		横井上194	294-4249	芳田幼稚園		泉田411	241-0892		
中 区	旭東幼稚園		門田屋敷本町1-5	272-1859	浦安幼稚園		浦安本町204-3	262-0259	
	三勲幼稚園	★	国富1-7-13	272-0526	福田幼稚園		古新田1190-1	282-2840	
	旭操幼稚園		倉富171-2	276-1347	平福幼稚園		平福2-4-7	264-2463	
	高島幼稚園	★	国府市場131	275-1163	福浜幼稚園		福富東2-1-1	262-1621	
	竜之口幼稚園		四御神266	279-4677	芳泉幼稚園		芳泉3-2-5	263-1768	
	幡多幼稚園		高屋220-3	272-3460	芳明幼稚園		万倍98	241-8821	
	旭竜幼稚園		中島50-1	275-2493	妹尾幼稚園		箕島1024-2	281-2010	

※岡山中央幼稚園、江西幼稚園、千種幼稚園、甲浦幼稚園は平成30年4月から認定こども園に移行予定です。

※市立幼稚園の受付期間は広報紙「市民のひろば おかやま」の平成29年12月号にてお知らせします。

参 考

平成30年度の年齢別クラスは以下のとおりになります。

クラス	生年月日
3歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日
4歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日
5歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日

市立・私立認定こども園(支給認定申請が必要です)

★…3年保育実施園(予定を含む)

市外局番086

区	園名	経営主体	定員	3年保育	所在地	電話番号
北区	岡南認定こども園	市立	80	★	七日市西町1-14	223-9879
	(仮称)南方岡山中央認定こども園	市立	50	★	南方1-3-30	222-2182
	岡北学園	私立	15	★	津島東2-2-20	252-1683
	若草幼児舎	私立	15	★	富町2-14-9	254-5111
	御南認定こども園	私立	110	★	今保247-1	244-6100
	(仮称)弘西こども園	私立	30	★	弓之町9-2	222-8490
	(仮称)第一吉備こども園	私立	3	★	平野1071-1	293-7575
	(仮称)第二吉備こども園	私立	3	★	庭瀬1032-1	293-7777
	(仮称)ふたば認定こども園	私立	6	★	平田122-102	805-1313
	(仮称)こじか認定こども園	私立	10	★	大供本町715-5	226-2071
	中山認定こども園	市立	120	★	一宮638-3	284-0158
	認定こども園 白ゆり	私立	15	★	辛川市場321-1	284-4272
	御津金川認定こども園	市立	70	★	御津金川476	724-2250
	建部認定こども園	市立	25	★	建部町市場330	722-0173
中区	認定こども園 就実こども園	私立	66	★	西川原15-1	206-2112
	こども園 城東チャイルドセンター	私立	12	★	長利194-1	278-8500
	(仮称)とみやま認定こども園	私立	6	★	福泊138-2	277-7662
東区	太伯認定こども園	市立	60	★	神崎町22-1	946-8067
	(仮称)千種認定こども園	市立	30	★	瀬戸町万富639-1	953-1313
	(仮称)江西桜こども園	私立	80	★	瀬戸町下286-1	952-0044
	めぐみ幼保連携型認定こども園	私立	15	★	久保408-1	942-5263
	めぐみ第二幼保連携型認定こども園	私立	15	★	久保411-1	944-4316
南区	(仮称)興除認定こども園	市立	40	★	中畦645-11	298-3348
	(仮称)錦認定こども園	市立	40	★	藤田610-11	296-2433
	灘崎認定こども園	市立	120	★	片岡188	362-0950
	(仮称)甲浦認定こども園	市立	40	★	飽浦322-2	267-2051

※定員は1号認定の定員です。2・3号認定については、保育利用ガイドをご覧ください。

※市立認定こども園の受付期間は、平成29年11月1日(水)～11月21日(火)となります。

※私立認定こども園の受付期間は、直接園にお問い合わせください。

※岡南認定こども園、灘崎認定こども園は障害児保育拠点園です。詳しくは園にお問い合わせください。

私立幼稚園(支給認定申請が必要です)

★満3…満3歳児から受入れを行っている園

区	園名	経営主体	定員	3年保育	所在地	電話番号
南区	あけぼの幼稚園	私立	210	★満3	築港栄町23-32	262-1309

※受付期間等は、施設に直接お問い合わせください。

新制度に移行していない私立・国立幼稚園(支給認定申請は不要です)

区	園名	経営主体	定員	3年保育	所在地	電話番号
北区	岡山聖園幼稚園	私立	245	★	清輝橋3-8-26	232-1771
	岡山聖園マリア幼稚園	私立	240	★満3	天神町6-34	223-6447
	内山下幼稚園	私立	240	★満3	丸の内2-6-5	222-5675
	つしま幼稚園	私立	430	☆	津島南1-3-9	252-0171
	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園	私立	240	★	伊福町2-16-9	253-4780
	中仙道幼稚園	私立	270	★	中仙道2-10-17	241-5558
中区	岡山大学教育学部附属幼稚園	国立	144	★	東山2-9-20	272-0260
	山陽学園短期大学附属幼稚園	私立	120	★満3	平井1-13-69	273-7247
東区	のぞみベルナデッタ幼稚園	私立	90	★満3	上道北方590	279-9850
南区	第一ひかり幼稚園	私立	260	★	築港新町2-17-10	262-2602
	第三ひかり幼稚園	私立	275	★満3	浦安本町33	263-7492
	朝日塾幼稚園	私立	315	★満3	万倍30-20	243-4111

※受付期間等は、施設に直接お問い合わせください。

☆…つしま幼稚園は2歳児クラスを開設(4年保育を実施)